

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 50/9/81

1982: 8 月 號

月報



シンガポール日本商工會議所

＜目次＞

（1982年8月号）

江崎ミッション歓迎晩餐会を開催	（事務局）	1
リースの意義と当地における リース業界について	（東京リース（シンガポール））...寺井 寛...	8
日本の商法等改正の概要	佐藤 昭利...	15
大阪マーチャンダイズ・センターについて...	（大阪マーチャンダイズ・センター）...堺 啓甫...	25
理事会の動き		30
シンガポール日本商工会議所役員・監事 名誉会員・顧問・オブザーバー一覧表		33
「月報」総目次		35
シンガポール経済の動向		41
7～8月主な経済記事		47
広 報 欄		49
資料案内		51
編集後記		53

江崎ミッション歓迎晩餐会を開催

シンガポール日本商工会議所

本所は、8月1日（日）シンガポール日本人会との共催で、東南アジア諸国を歴訪中の江崎ミッション（団長・江崎真澄・自由民主党総裁特使他一行17名）をお迎えして歓迎晩餐会を開催した。当日は、江崎ミッションご一行17名（別掲リストの通り）、在シンガポール日本国大使館中島特命全権大使、ほか同関係者並びに在星日本報道関係者を日本人会、商工会議所役員等52名がお迎えし、大山理事（日商岩井）の司会進行の下で和やかに懇談した。

以下は、当日における水戸会頭の歓迎挨拶、江崎団長ご挨拶、林会長乾杯の辞のそれぞれの要旨である。この中で水戸会頭から江崎団長に要望した日本人中学校校舎建設について、江崎団長は全力を尽す旨力強く約束され満場の拍手を得られた。また、江崎ミッションご一行から日本人学校建設に寄付が行われ、青柳学校運営委員長、佐藤日本人学校校長に手渡された。

水戸会頭歓迎挨拶

江崎ミッションをお迎えして、シンガポール日本人会並びに日本商工会議所主催の歓迎夕食会を開催するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

江崎団長はじめご一行の皆様方、ようこそシンガポールへお越し下さいました。我々一同心からご歓迎申し上げます。

さて、日本とASEAN諸国との相互依存関



係が、年とともに、深くかつ強まっている中で、6月の桜内外務大臣ご一行がご来星になり、引続き今回は自由民主党がアジアへ派遣された最大のミッションである江崎ミッションをお迎えできますことは、誠に時期に適ったものであり、東南アジアで働く我々にとりまして大変心強く感じる次第であります。

当地シンガポールでは約1万8千人の日本人が生活し、約800社の日系企業が事業を行っております。商工会議所は、13年前（1969年）69社で発足以来順調な発展を遂げ、今日では会員会社412社に達しており、各々の企業がそれぞれの分野で活躍し、当国の発展に大いに寄与しております。

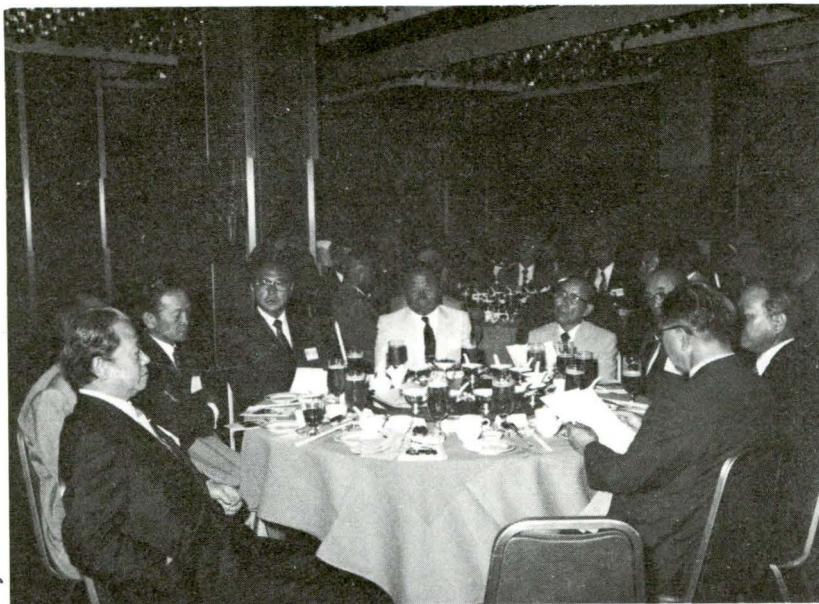
現在のところ日本・シンガポール両国関係は、かつてない程良好な関係に恵まれていると言われておりますが、それも偏に、在シンガポール日本国大使館中島大使閣下はじめ関係各位の適切かつ積極的なご指導の賜と存じ、我々心から感謝申し上げる次第であります。

こうした両国関係をより一層発展させるためには、日本の技術、経営ノウハウの移転等を積極的に行うとともに、絶えざる人的交流を図ることが最も重要であると存じます。こうした観点から、当地日本人会並びに商工会議所では地元社会との協調並びに交流の拡大に努めているところであります。自由民主党並びに政府関係者各位におかれましては今回のミッション派遣を契機に、両国の交流を一層推進して頂くようお願い申し上げます。

次に、江崎団長はじめ国会議員の諸先生方並びに政府関係者各位多数をお迎えすることができました機会に、当地在留邦人より重ねてお願いしたいことがございます。

すなわち、当地日本人会では会館の移転と中学校校舎建設という二大事業を同時に併行して推進いたしております。幸い、中島大使のご尽力により当国政府との交渉も円滑に運び、目下のところ民間からの浄財を集めるべく最大限の努力を払っております。しかしながら、民間からの

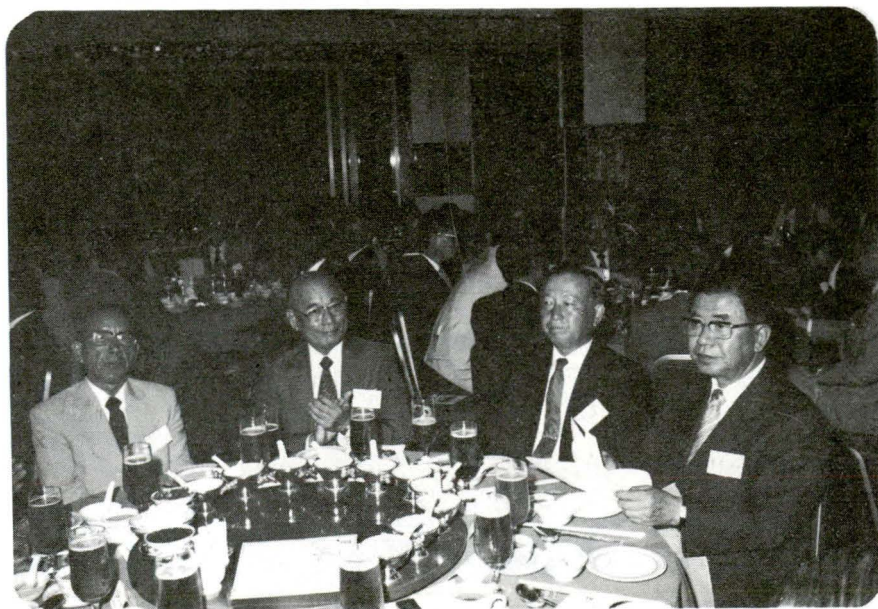
募金にも限度
がございます
ので、中学校
校舎建設につ
きまして日本
政府のご援助
を賜りたく存
じます。すで
に外務ご当局
には申請手続
がありますが、
この機会をか



りまして皆様方の格別のご高配をお願い申し上げます。

最後に、江崎団長はじめご一行の皆様々の益々のご健勝とご発展を祈念し、また、今回のミッションが所期の目的を十二分に果されるよう念願して、私の歓迎挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。



江崎団長ご挨拶（要旨）

只今ご紹介頂きました江崎でございます。

まず、はじめに自由民主党の国際経済対策特別調査会（以下「調査会」とする。）が形成されたる経緯を説明したい。福田内閣当時、対外接衡の要として牛場対外経済相が任命されたが、タテ割り行政もあって円滑な運営に欠くことがあった。そこで、一昨年発足した鈴木内閣では、山積する対外経済問題に対処するため自由民主党内に昨年末同調査会を発足させ、メンバーは各省の閣僚経験者及び専門家約30名をもって構成されている。同調査会では、欧米並みの非関税水準と合理化を目指し、わが国の市場開放対策等を幅広く精力的に検討してきた。具体的には、1年かかりで、96品目の工業製品をはじめとする215品目に及ぶ第2弾の関税引下げ、99項目に及ぶ輸入手続等に関する回答を取りまとめる一方、今年2月、3月には主要メンバーを米国、欧州に派遣し、政府・議会関係者、有力財界人等に対して日本の市場開放努力につき説明するとともに、通商摩擦問題の解決の方途につき率直な意見交換を行ってきた。こうした努力は米国、欧州では高い評価をうけるところとなり、ベルサイユ・サミットの円滑化にも貢献した。



一方、アジアの近隣国、就中わが国との相互依存関係が緊密化しつつあるASEAN諸国及び香港に対しても目を向け、今回2次に亘って調査団を派遣することになった。まず、第1次とてタイ、フィリピン、香港及び非公式

であるが台湾を訪問し、日本とこれら諸国との友好親善関係の強化に努めた。つぎに、7月29日から8月10日にわたり第2次ミッションをマレーシア、シンガポール及びインドネシアに派遣することになった。

まず、マレーシアでは、マハティール首相との会談で、同国の Look East 政策に象徴される日本に対する関心の強さを認識し、日本としても期待に応えねばとの感を強くした。昨日、シンガポールを訪れたわけであるが当地でも政府関係者はじめ率直な意見交換を行い、日本・シンガポール両国関係の緊密化に努める所存である。

先程、水戸会頭からご要望のあった日本人学校建設問題については、本日、中島大使より現地を案内旁々地元の皆様のご苦勞を承っているので充分理解している。幸い、金子（元）大蔵大臣はじめ団員間には同問題の経験者も多数いるので皆様の意を十分反映させたい。

最後になりましたが、私共のためかかる盛大な晩餐会を開催頂いたシンガポール日本人会及び日本商工会議所に対して厚く御礼申し上げます。



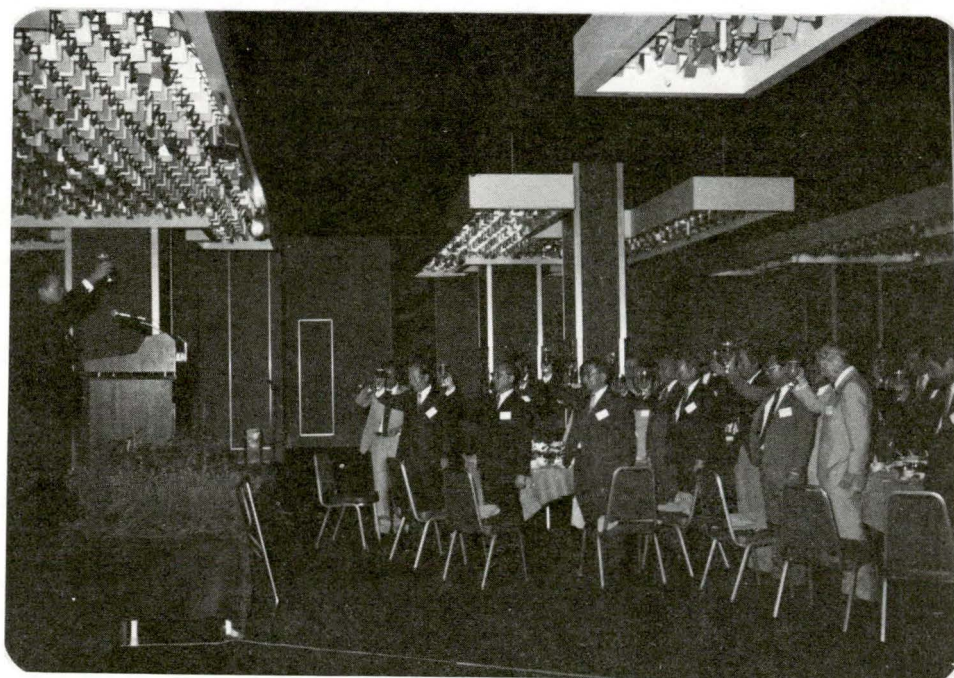
(江崎団長から日本人学校建設に対する寄付)

林 会長 乾杯の辞

江崎ミッションの諸先生方並びに団員の皆様方、ようこそシンガポールへいらっしゃいました。ASEAN諸国が日本にとってその重要度を益々高める時に、欧米のみならずかかる大型ミッションがASEAN諸国を歴訪されることは誠に画期的なことであると存じます。

今回のミッションが所期の目的を十二分に達成され、また、諸先生方の益々のご健勝を祈念して乾杯いたしたいと存じます。

乾 杯！



江崎ミッション御一行名簿

江崎	真澄	殿	自由民主党総裁特使
倉成	正	殿	衆議院議員
金子	一平	殿	衆議院議員
中山	太郎	殿	参議院議員
林	義郎	殿	衆議院議員
佐藤	信二	殿	衆議院議員
大河原	太一郎	殿	参議院議員
山口	光一	殿	自由民主党事務局次長
杉本	栄一	殿	自由民主党政務調査会参事
新福	道雄	殿	江(崎)議員秘書
藤井	宏昭	殿	外務省アジア局審議官
野崎	正剛	殿	大蔵省国際金融局審議官
宇賀	道郎	殿	通商産業省通商政策局経済協力部長
中村	順一	殿	外務省経済協力局参事官
重田	勉	殿	農林水産省経済局貿易関税課長
平田	俊介	殿	大蔵省関税局国際第二課
上田	向祥	殿	通商産業省通商政策局通商関税課

リースの意義と当地におけるリーシング 業界について

東京リース（シンガポール）

寺 井 寛

まず次の質問に答えてください。

(1) シンガポールにリース会社はいくつあるでしょう。A. 6社 B. 20社
ぐらい C. 50社以上

(2) リース会社はリースする物件をどこに保管しているでしょう。

(3) リースとレンタルは同じでしょうか。

異なるとすればどう違うでしょうか。

(4) 銀行とリース会社の共通点はあるでしょうか。

(5) リース利用のメリットを3つ以上挙げてください。

（解答は本文末尾。正解が3問以下の方は是非本文をお読みください。）

1. はじめに

10年以上まえの頃日本国内においてリース会社の名刺をもって取引勧誘に訪問すると総務課長か時には購買係のオジサンがあらわれて「ウチは間に合ってます。」の一言で門前払いをされることがよくあったとききます。現在ではリースという言葉を知らない人はまずないでしょうがそれでもその正確な意味を理解している人は極めて限られているのではないのでしょうか。

リースとは何か——金融機関といえば私たちは銀行・生保等をすぐに思いかべますが「物融」という言葉は余り聞きなれないかも知れません。結論からいえばメーカーやサービス業その他あらゆる企業にとってリース会社は本質的には銀行と同じであると考えてよいでしょう。銀行は金を融通するがリース会社は物を融通するわけです。もちろん以下に述べますように相違点もいくつかありますが総合的なリース会社は現在

では「ファイナンス・リース」が主体であると考えていただいてよいでしょう。この意味では金融業に対しリース業という表現自体がその理解を難しくしていると言えるかも知れません。——それはともかくリース業が限界金融機関と言われながらも企業にとって設備資金調達の有力な相手であることは間違いありません。

2 リースの歴史

古くは古代ローマの土地・建物・船舶等の賃貸にまでさかのぼりますが、近代に入ってからでも当初はレンタル的な要素の強いものから始ったようです。（下請に対する機械のレンタルなど。）しかし近代的な意味でのリース業は企業活動における各種設備（動産）を対象とするEquipment Leaseとして1950年代にアメリカにおいて開発されファイナンスの一手法として発展してきました。

日本では昭和38年から39年にかけてリースを専業とする先発のリース会社がスタートし、銀行ではカバーしきれない企業の長期資金需要に応じつつリース会社の新設が続きました。このように約20年の歴史をもち現在では金融機関系、商社系またはその混合型など170社以上のリース会社が営業しております。

3 シンガポールのリース会社

シンガポール・リース協会が発足したのは昨年の9月でこの3月にはシ政府からリースのガイドライン素案が発表され、やっとリース事業も当地経済界で認知されたことになるでしょう。もっとも実際にはリース事業は当地でも10年以上前から行われており現在までに当地の経済発展に少なからず役立ってきているものと確信しています。日系の総合リース会社は次の6社が営業しており、このほか建機や自動車など専門分野のリース会社もあり、今後も新しい進出が続くものと思われます。

（営業中の日系総合リース会社——設立順）

Orient Leasing Singapore Ltd. （オリエント・リース）

Singapore Leasing International (Pte.) Ltd. （日本リース）

Tokyo Leasing (Singapore) Pte. Ltd. (東京リース)

Hitachi Lease (S) Pte. Ltd. (日立リース)

The General Lease (Singapore) Pte. Ltd. (総合リース)

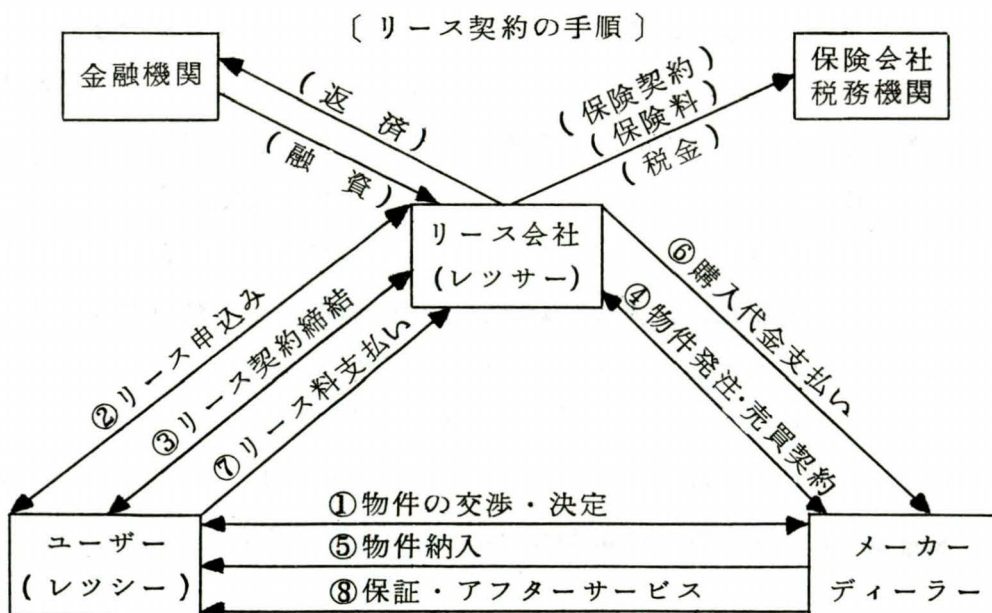
Sumisho Lease (Singapore) Pte. Ltd. (住商リース)

このほかローカルのファイナンス・カンパニーやマーチャント・バンクも多数リース事業を行っており更に欧米系のリース会社もいくつか営業しています。これらすべてを含めると当地のリース会社は50社以上を数え、各種の銀行など金融機関を交えこの業界も一段と競争が激しくなっていると言えるでしょう。(発足後間もないリース協会ですが上記日系各社を含め既に34社が加盟して当局への窓口ともなっています。)

4. リース契約の仕組と要件

リース・ファイナンスを受けようとする企業は、銀行からの借入で機械を購入する場合と同様、物件価額(借入金の元金に相当する)に金利・手数料・保険料などを加えた賃借料(リース料)をリース会社に支払うことになります。物件の所有権はリース料の支払が完了するまではリース会社(LESSOR)にあり、賃借する企業(LESSEE)は毎月均等のリース料を経費として支出してゆけばよいわけです。

リース契約の仕組みを簡単に表示しますと次のようになります。



上表の通り①から⑧の手順で進行します。このほかリース会社としては③の契約に先立ってレッシーの信用調査を行いリース契約に応じるかどうかを決定致します。またリース会社としては金融機関からの資金調達が必要となってきます。

つぎにリースの要件を簡単に説明します。

○対象物件—企業の使用する償却資産すなわち物産が主体。（ただし工事費は含まず）主なものとしては事務用機器（電子計算機・会計機・複写機など）・産業工作機器（印刷機・建設機械・成型機など）・商業設備（商店設備・厨房設備・自販機など）・輸送用機器（航空機・自動車・各種船舶など）その他のものです。

○リース料—その算定方法は①リース物件原価マイナス②満了時の見積残存価格プラス③リース会社の資金コストプラス④手数料—以上をリース期間（月数）で割ったもので月額均等額となります。

○リース期間—3～5年が多い。ただし航空機や船舶等大口でかつ耐用年限の永いものは10年を超える場合もあります。

○再リース料—リース期間満了後引続きリースを受けたいとユーザーが希望する場合は再リース料（当初リース料の10分の1程度）を支払いリース契約を継続します。

5. リース利用のメリット

ユーザーの資金事情や物件の性質などによって異なりますが、全般的には次のようなメリットがあります。

①基本的には物件価額の100%が対象となります。この点銀行借入が自己資金で不足する部分だけ融資をうけるという形と異なります。また歩積予金的なものもありません。

②経済的耐用年数にあわせてリース期間を定めることができます。（物件のライフサイクルを考えた期間設定）。

③少額の経費予算（月額リース料）で損金支払ができこれに伴う税務上のメリットもあります。

- ④毎月の負担が少いため、新しい企画も時機を逃がさず実行することができます。
- ⑤償却・諸税支払・損害保険などの諸手続が省略できます。(これらはリース会社が行いますから手数と経費が省けます。)
- ⑥リース料は均等月額払が原則です。従って原価計算や合理化効果の計算が容易になります。
- ⑦物件は資産勘定に計上されませんから、機械設備を購入した場合に比べて資本負債比率や財務比率が悪化しません。このほかメーカーやディーラーの立場からみればユーザーに金融をつけるという意味で自社取扱商品の販売促進のための手段となります。(銀行ローンと同じ効果)。

なおアメリカのある学者はリースのメリットをこのほか20項目ほども挙げておりますがここでは詳細を述べる余裕がありません。

6. シンガポールのリース事業

さてちょっと肩のこる話が続きましたので一息入れてシンガポールのリースの現状をみてみましょう。

私どもがオフィスで仕事をしていますと、どこからか電話がかかってきて、「ゼネレーターが故障したので修理の間、今日から10日間位、あなたの会社のストックを貸してほしいのだが。」とか「始めて東京へ行くので到着したらすぐに車を1台借りたいので手配しておいてほしい。」などと言われることがあります。多分電話帳か会社案内で社名だけを見て電話をかけてこられるのでしょう。これ程ではないにしても私たちの日常の営業活動はまず「リースとは何か」の説明から始めなければならないケースが非常に多いのが現状です。

次に私どもの頭を悩ますのはレッシーの信用調査の問題です。私どもの取引相手は日系企業の場合もありますが、やはり地場(ローカル)企業が数の上では大半です。従ってその会社の内容を知り信用状態を掴んだ上でリースに応じるかどうかを決めるわけですが数値的な資料に乏し

く相手（経営者個人）を信用するかどうか判断のポイントを置かざるをえない当地のやり方は2年や3年の経験では極めて難題であるといわざるをえません。「リース会社は物件の所有権を握っているからリスクがなくて結構ですね。」ともよく言われますが動産の物件管理は考える程簡単なものではなく、また新品と違って途中で物件を回収してもそれ程価値はなく処分も容易ではありません。リース物件の所有権をすべてリース会社名義で登記するわけではなく、ときには二重三重リースということも発生しないとは限りません。

さらに最近では世界的な高金利と不況の浸透という二重苦が当地にも例外なく押し寄せており、地場企業の資金需要の減退とリース先の金利引下げ要求との板ばさみに合って、リース各社とも仕事の苦勞が一段と増えているのがいつわらざる現状だと思います。金利だけの面からみれば当地通貨（Sドル）建に比べ、円資金は一桁台と相当低いわけですが、為替リスク（原則としてレツシー負担）を考えると円建リースが一概に有利とも言えずSドルプライムの上り下りに一喜一憂することとなります。

このようにいくつかの問題を含みながらもリースの有用性が当地でも徐々に認められ、リース利用の高まりが進んでいることは間違いないと言えるでしょう。

7. むすび

以上簡単にリースの意義とシステムならびに当地リース業の概要につき述べた次第ですがリースに対する皆さまのご認識が少しでも深まればまことに幸と存じます。

大砲からバターまで一と言われる総合商社のお株を奪うわけではありませんが、ジャンボ機からハンガーまでを扱うリース会社の所有物件が工場にもオフィスにも氾濫して、日本リース協会々長の発言が日本経済を左右する—そんな時代が来ることを夢見ながら私たちは今日も熱暑の街中へ営業活動にでかけてゆく次第です。

(質問の解答)

- ①リース業を行っているのは50社以上あります。(C)ーただしリース協会加盟は現在34社。
- ②ファイナンス・リースの場合は原則としてリース会社は物件を保管せずメーカー(またはディーラー)から直接ユーザー(レシー)に納入されます。
- ③リースとレンタルは次のような相違点があります。

	リ　ー　ス	レ　ン　タ　ル
契約期間	長期(普通は3～5年)	短期(時間・日・週)
賃借人	特定して1回	不特定多数
対象物件	原則として1回	反復貸与
物件の選定	レシーが自由に選べる。	業者の在庫の中からのしか選べない。
中途解約	原則として不可	可能

- ④企業が設備投資を行う場合自己資金で調達できなければ銀行から資金を借りるかリース会社から当該物件を借りる形にするかである。従って両者は設備資金調達の手段としては本質的には同じと考えてよい。
- ⑤次のようなメリットが挙げられる。
- 資金の効率的な運用が図れる。
 - 最新鋭の設備を利用できる。
 - リースは損金で計上できる。
 - 資金調達の手間が省ける。
 - 管理事務の合理化が図れる。
 - 財務比率等の悪化が防げる。

(その他詳細は本文ご参照ください)。

日本の商法等改正の概要

公認会計士

佐藤 昭利

昭和56年6月に商法及び商法特例法が改正され、新株引受権付社債（ワラント債）に関する部分を除き、昭和57年10月1日から施行されることになりました。

今回の改正は、株式、株主総会、取締役、取締役会、監査役、会社の計算、社債及び会計監査人にわたるものであり、実質的には会社法の全面改正であり、実務界に与える影響が大きく、また日本の新聞紙上をにぎわしているため、簡単に改正の概要を説明いたします。

一. 株式

現在、昭和25年改正法前に成立した会社の額面株式の最低券面額は、20円又は50円であり、その後成立した会社は500円となっているが、このように小さな券面額は現在の貨幣価値からみて極めて低く、また1株当りの金額が小さいことにより発行済株式数が膨大化している。このために上場会社においては、株式事務費が1株主当たり2000円以上要することとなり、現在のように低い株式単位のまま放置しておくならば、一部の少数持株保有株主のために他の株主及び債権者がその費用負担をますますしいられることになる。よつて、株式単位を引上げることにより、株式事務費の負担の軽減を図るとともに、この株式単位の引上げから生ずる種々の問題を解決するために、単位株制度、端株制度が採用され、またその他の改正が為された。

(ア) 株式単位の引上げ（改正）

(1) 新設会社の株式単位の引上げ

株式会社の設立に際して発行する額面株式の1株の金額及び無額面株式の発行価額は5万円以上となつた。

(2) 既存会社の株式単位の引上げ

既存会社は前述のように額面株式の券面額が20円、50円又は500円となつてゐるが、改正商法により株式の単位は5万円以上とされた。

既存会社は株式単位の引上げを、1株当たりの純資産額を5万円以上とするために、株主総会の特別決議で、株式の併合により行なうことができることとなつた。また、株式分割は分割後の1株当たりの純資産額が5万円以上であればよく、容易にできるようになった。また、額面株式の1株の券面額についての規定はなくなり、定款で自由に規定できることになった。

(3)単位株制度の採用

既存会社について株式の併合により株式単位の引上げを強制することは、株券の交換のための株券提供手続、上場会社にあつては取引所取引の停止、その他多大の混乱が予想されることから、将来の株式併合による株式単位の引上げのための経過措置として、上場会社には単位株制度を採用することとし、非上場会社も任意に定款で規定した場合には単位株制度を採用することができるものとされた。

具体的には、現在一般に発行されている1株50円の額面株式についていえば、それが1000株を1単位とする単位株制度を採用した会社の場合には、1000株まともらなければ、その株主はその株式についての議決権等のいわゆる共益権を行使することができないう、利益配当、新株引受権等のいわゆる自益権しか行使できないとする制度である。これにより、当該会社は、単位未満株主には株主総会招集通知等を発送する必要性はなくなり、また総会屋及び一株株主の排除にもつながり、株式管理費用の軽減をはかることができるようになった。一方、単位未満株主の会社に対する単位未満株買い取り請求権を認め、また単位未満株については株券を発行しないこととして、単位未満株式の流通の漸減を図り、将来の株式併合に備えようとする事になった。

(4)端株制度の新設

改正商法は、株式単位の引上げによつて生ずる株主の不利益を保護する目的のために、新株発行、株式分割によつて、1株未満の割当てをうけ

た株主についても、1株の100分の1をもつて1端株とし、1端株ごとに端株原簿に記載し、この端株が積み増しされて1株相当となるときは端株主は株主となることができ、また、端株主が端株を売却しようとするときは、会社に端株券の発行を請求し、これを交付することによって譲渡することができるものとする端株制度が創設された。

端株主は株式の分割、無償交付等により株式又は金銭の交付を受ける権利を有するが、単位としての株式ごとにはじめて与えられる議決権のようなものは認められない。

(イ) 子会社による親会社株式の取得制限（新設）

改正商法は、子会社は①合併又は他の会社の営業全部の譲受けに因るとき②会社の権利の実行に当りその目的を達成するために必要なときを除いて、親会社の株式を取得することを禁止した。

(ウ) 額面、無額面株式間の転換（改正）

旧商法においては、額面、無額面株式間の転換は、株主からの請求がある場合にのみ認められていたが、改正商法はこれに加えて、取締役会の決議によつて相互転換をすることを認めた。

二．株主総会

株主総会の形骸化防止のために、一般の株主が株主総会においてできるだけ会社に関する情報が得られ、また、株主総会が秩序正しく運営され、かつ、株主がその権利を容易に行使できるようにするため、種々の措置が講じられた。

(ア) 株主提案権（新設）

発行済株式総数の100分の1又は300株（単位株採用会社にあつては300単位）以上の株式を有する株主は、取締役に対し、一定の事項を会議の目的とすること又はその株主の提出する議案の要領を株主総会の招集通知及び公告に記載することを請求できることとなった。

(イ) 取締役・監査役の説明義務（新設）

取締役及び監査役は、株主総会において株主の求めた事項に付、正

当の拒否事由がある場合を除き、会議の目的である事項に関して説明をしなければならなくなつた。したがつて、株主が質問をしようとしたときは、たとえ多数派が議事を進行すべき旨の動議を提出したとしても質問を封殺することはできない。これは総会屋の跳梁等によつて株主の正当な質問が抑圧されることを防止するものである。

(ウ) 議長（新設）

株主総会の議長は、定款であらかじめ定められている場合を除き、株主総会で選任されることになった。議長は、総会の秩序を維持するため、議事を整理し、又は株主総会の秩序を乱す者に退場を命ずることができる。これは株主総会の進行が総会屋にまかされ、また、いわゆる荒れる総会においては秩序ある決議を行うことが困難であることに鑑み、株主総会の運営を適正に行なわれるようにする趣旨である。

(エ) 議決権（新設）

たとえば、甲会社、その子会社を乙とした場合、甲単独、甲及び乙合わせて、又は乙単独で、他の会社丙の発行済株式総数の4分の1を超える株式を保有したときは、丙は、たとえ甲の株式を保有していたとしても、その甲の株式について議決権を行使することはできなくなった。これは株式の相互保有が自己株式の保有と同様に、資本の空洞化、総会決議の歪曲化という弊害をもたらすおそれがあり、これを制限する趣旨である。

(オ) 株主総会の招集通知への参考書類の添付及び書面による議決権の行使（新設）

議決権を有する株主が1000人以上で、会計監査人監査強制会社（資本の額が5億円以上、又は負債の合計金額が200億円以上の会社）にあつては、株主総会の招集通知には、法務省令で定めるものを記載した議決権の行使についての参考書類、及び株主が議決権を行使するための書面を添付しなければならないものとし、総会に出席しない株主は書面によつて議決権を行使することができることになった。ただし、書面に

よる議決権行使の制度は、上場会社の場合で、全株主に対して委任状勧誘を行ったときは適用がない。これは、総会に出席しない株主も総会における意思決定やその過程における会社株主間の意思疎通をできるだけはかることを目的とするものである。

三. 取締役

今回の改正により、専ら取締役の責任の強化が図られた。

(ア) 欠格事由（新設）

取締役について新たに欠格事由を定め、禁治産者等は取締役にできないこととなった。

(イ) 競業避止義務（改正）

取締役が自己又は第三者のために会社の営業の部類に属する取引をするには、取締役会の承認（改正前は株主総会の特別決議による認許）を受けなければならないこととなった。

(ウ) 利益相引（改正）

改正前においては、取締役が会社と取引（自己取引）をするには、取締役会の承認を要することとされていたが、改正商法ではこれに加えて、取締役が第三者に対して債務を負っているときに、会社がその債務を保証する場合のような、会社と取締役間には直接取引はないが、会社の取引で会社と取締役との間に利害が相反する取引をする場合においても、その取引（間接取引）につき取締役会の承認を受けなければならないものとされた。

(エ) 責任（改正及び新設）

取締役が議決権の行使に関する利益供与の禁止（後記七参照）に違反して第三者に利益を供与した場合、取締役が取締役会の承認を受けずに競業取引をした場合等、取締役の会社又は第三者に対する責任が強化された。

四. 取締役会

改正商法では、取締役会が業務執行の意思決定機関であるとともに、

取締役の職務執行の監督機関でもあることが明らかにされ、取締役会の権限が非常に大きくなった。

(ア) 業務執行の決定、監督（新設）

重要な業務執行については、取締役会で決定し、代表取締役又は個々の取締役に一任することができないこととされ、また各取締役に対する監督権限行使のために、少なくとも3月に1回、取締役会は取締役から業務執行の状況報告を受けるものとされた。

(イ) 取締役会の議事録（改正及び新設）

改正商法においては、議事録の作成及び記載方法は旧商法どおりであるが、その備置きは本店のみにおいて10年間（旧商法は本店及び支店、備置期間については規定なし）これを行うこととし、株主又は会社の債権者による閲覧、謄写は裁判所の許可（旧商法は不必要）を得なければならなくなった。

五. 監査役

監査役について、その監査権限と地位の独立性の強化及び責任の強化が図られた。

(ア) 欠格事由（新設）

取締役と同様に、監査役についても新たに欠格事由を定め、禁治産者等は監査役になれないこととなった。

(イ) 監査役の員数等（新設）

会計監査人監査強制会社（大会社）においては、監査役は2人以上でなければならないものとし、また大会社は、監査役の互選をもつて常勤の監査役を定めなければならないものとされた。

(ウ) 業務監査権、調査権（改正）

旧商法においては、監査役は取締役に対して営業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査することができることとされていたが、改正商法はこれに加えて支配人その地の使用人に対してもこれができることとされた。

(エ) 監査役の取締役会招集権（新設）

監査役は、取締役が法令又は定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるときは、取締役会にこれ報告しなければならないものとし、必要があるときには、取締役会の招集を請求することができることとされた。

(オ) 責任（新設）

監査役が監査報告書に記載すべき重要な事実について虚偽の記載をした場合の第三者に対する損害賠償責任に関する規定が設けられた。

(カ) 監査役の報酬（新設）

監査役の報酬の額は、その独立性を強化するために、定款又は株主総会の決議で、取締役の報酬とは別枠で定めなければならないものとされた。

六. 会社の計算

企業の社会的責任の要請に応えるために、会社経理の健全化とその公開の強化が図られた。

(ア) 決算書類等の作成と監査（改正）

旧商法においては、取締役は毎決算期に計算書類並びにその附属明細書を作ることを要することとされていたが、改正商法は、計算書類並びにその附属明細書を作り、かつ取締役会の承認を受けなければならないものとされた。また、改正商法は営業報告書について、会社の大小を問わず、すべての会社について定時総会の承認を要しないものとし、定時総会は貸借対照表、損益計算書及び利益金処分案又は損失金処理案だけを承認するものとされた。また、会計監査人監査強制会社にあつては、会計監査人の監査報告書に貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示したものである旨の記載があり、かつ、監査役の監査報告書にその事項についての会計監査人の監査結果を相当でないと認めた旨の記載がないときは、取締役は、貸借対照表及び損益計算書について定時総会の承認を求めることを要しないも

のとし、定時総会は単に利益金処分案又は損失金処理案だけを承認することとなつた。

(イ) 引当金 (改正)

いわゆる特定引当金について、従来は実務上は利益留保性引当金を含むものと解されていたが、今回の改正により新商法は新しい定義を示している。すなわち「特定ノ支出、又ハ損失ニ備フル為ノ引当金」のうち「其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り」これを貸借対照表の負債の部に計上することができるとし、利益留保性引当金を含まない旨を明らかにした。

(ウ) 法務省令の改正

改正商法は、営業報告書及び監査報告書の記載方法、計算書類の公告要旨及び書面投票様式等重要な事項を法務省令に委任しており、この法務省令は昭和57年4月24日付で公布された。その主な内容は次のとおりである。

(I)株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則

1. 重要な会計方針を貸借対照表又は損益計算書に脚注することを新たに規定した。
2. 重要な外貨建資産及び外貨建負債があるときは、その旨を注記することとした。
3. 商法第287条の2の引当金は、負債の部に別に引当金の部を設けて記載できることとした。
4. 1株当たり当期利益又は当期損失を注記しなければならないこととした。
5. 営業報告書に記載すべき事項を定めた。
6. 附属明細書に会計方針の変更の理由を記載すべきものとした。
7. 小会社以外の会社の附属明細書の記載事項を追加規定し、営業費用のうち販売費及び一般管理費の明細等を列挙した。

8. 小会社が商法第283条第3項により公告すべき貸借対照表の要旨と、中会社、大会社が同条又は商法特例法第16条第2項により公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨を各別に定めた。

(II)大会社の監査報告書に関する規則

1. 会計監査人の監査報告書には後発事象、営業報告書及び附属明細書の監査方法の概要及び結果、監査に必要な調査ができなかつたときはその事項、を記載することとした。
2. 監査役の監査報告書には、後発事象のほか、①競業取引等、②会社が無償でした財産上の利益の供与、③子会社又は株主との通例的でない取引の取締役の義務違反事項を記載することとした。

(III)大会社の株主総会の招集通知に添付すべき書類等に関する規則

1. 議決権行使のための参考書類には一般的事項、会社提案事項、株主提案事項をわけて記載するものとした。
2. 議決権を行使するための書面には、議案ごとに株主が賛否を記載する欄を設けるべきものとした。

七. 株主の権利の行使に関する利益供与の禁止（新設）

総会屋対策として、及び総会屋との積年の悪弊を断たせるために次の条文が規定された。

第294条の2

①会社ハ何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ

②③ 省略

本条に違反してされた利益の供与は無効であり、その利益の供与を受けた者は、これを会社に返還しなければならない。

一般の株主には代表訴訟の権限が与えられ、また取締役もこの利益の価額について弁済義務を負う。この民事的な規制のほか、刑事的にも処罰の対象とされる。このような総会屋排除の規定の特色は、禁止の対象として利益を受ける側だけでなく、与える側を重視して利益供与を禁止

している点にある。

八．新株引受権付社債（ワラント）（新設）

会社の資金調達方法の多様化を図るため、及び外貨建債権を有している会社の為替リスクのヘッジのため、新株引受権の付された社債、すなわち新株引受権付社債の制度が創設され、昭和56年10月1日から施行されている。新株引受権付社債には、分離型、すなわち社債権と新株引受権とが分離して社債権者に交付、発行され、これが別々に譲渡できるものと、非分離型、すなわち社債権と新株引受権とが分離不能で、両方の権利が常に共存して取引の対象となるものの2つがある。

この新株引受権社債を購入すると、社債発行当時の株価に近い発行価額の新株の発行を受ける権利が社債権者に与えられ、転換社債に近い性格をもつものであるが、転換社債が社債権者が転換権を行使すれば社債が消滅するのとは違って、新株引受権を行使しても社債権者の地位に留まるところに相違点がある。

九．会計監査人（改正）

「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」が改正され、会計監査人による監査を受けなければならない、いわゆる大会社の範囲が、資本の額が5億円以上又は負債の合計金額が200億円以上の会社となった。改正前は、証券取引法適用会社又は証券取引法適用会社でない株式会社で、資本の額が10億円以上の会社がその範囲とされていた。よって、資本の額が5億円以上又は最終の貸借対照表負債の部合計金額が200億円以上の会社は、貸借対照表、損益計算書、利益金処分案又は損失金処理案のすべて、営業報告書及び附属明細書のうち会計に関する部分については、監査役の監査のほか会計監査人（監査法人又は公認会計士）の監査を受けなければならなくなった。

以上が今回の日本の商法等の改正の概要です。シンガポール在住の皆様にも、少なからず影響があると思われますので、あえて月報で取扱わさせていただきます。

大阪マーチャンダイズ・センターについて

大阪マーチャンダイズ・センター

所長 堺 啓甫

このほど、大阪マーチャンダイズ・センター・シンガポール事務所（OMC・シンガポール）がシンガポール日本商工会議所への入会を認められたのを機会に、当センターが何であるかを自己紹介するように、とのお話があり、筆をとった次第である。

当センターの日本における正式名称は「社団法人・大阪商品海外ストックセンター」という。大阪で「万博」の開られた1970年に誕生し、今年で12年になる。

名前が示すように、設立目的は大阪の商品を海外にストックすることにあった。12年前といえば、今と違って、輸出優先主義がとられていた頃で、当時の輸出来開拓地とされていたのがヨーロッパであった。スエズ運河がまだ閉鎖されており、ケープタウンまわりの輸出は俗に100日輸出といわれ、納期の遅さが大きなあい路となっていた。

この期間を短縮するために、ヨーロッパに商品をストックする構想が浮びあがり、大阪府が中小企業対策の立場からこれを支援し、府下中堅中小企業と共同して上記の組織を設立、ヨーロッパの海の玄関口・オランダのロッテルダム市に出先機関を設けてOSAKA MERCHANDISE CENTER, ROTTERDAM（大阪マーチャンダイズ・センター、ロッテルダム）と名乗った。業務は大阪の会員会社から送られて来る商品をロッテルダム港にストックすること（ただし、ストック場所は地元の民間倉庫会社で、大阪府駐在員が名目上の荷受人となる）、及びこれをバックアップするために設けられた、会員会社駐在員受入れのための共同事務

室を管理運営することが主であった。

この事業は時宜を得て好評を博し、一昨年の10周年を記念して、共同事務室を20室に拡張したが、たちまち満室となり、約10社が商品ストックを行なうようになったが、同様の海外事務所をさらに増やしてほしい、との要望が強まったため、関係業界へアンケート調査を実施するなどして、次の設置場所としてシンガポールを候補地とした。

そして、設置申請書を在大阪シンガポール総領事館に提出したのが昨年6月、許可がおりたのが11月であったが、その間、若干の紆余曲折があり、大阪総領事館や在日シンガポール大使館と打ち合せを重ねた。問題のまづ第1点は、官民合同事務所（大阪府駐在員と民間駐在員）をシンガポールで受け入れたことがなく、初めてのケースなのでどのような形で受け入れたらよいのか、シンガポール側にとまどいを与えたこと。次に、事務所の性格を「駐在員事務所」で申請したが、駐在員予定数を22名としたため（大阪府駐在員2名、民間駐在員20名）、そんなに大世帯の駐在員事務所は考えられない、との印象を与えたこと、最後に、ストック業務をやるなら現地法人にすべきではないが、と指摘された。結果からいうと、第1、第2の問題点は当センターの特殊な性格を理解してもらうことにより了解を得ることができたが、最後のストック業務については例え名目上でも大阪府駐在員が荷受人になるのはよくないとの理由で認められなかった。（ただし、これは荷受人に大阪府駐在員でなく、地元倉庫業者がなることで問題は解決）かくして出来た事務所は次のとおりである。

1. 名称 OSAKA MERCHANDISE CENTER
INC. (OMC) — SINGAPORE
REPRESENTATIVE OFFICE

2. 場所 Suite 830, 8th Floor,
World Trade Centre,
1, Maritime Square,
Singapore 0409.
電話 2734856

3. 広さ 370 平米

共同事務室（4 米×2 米）20 室、カタログ・サンプル室 50
平米、商談室 2 室

他に大阪府駐在員室と現地職員用スペース

4. 共同利用施設

商談室、カタログ・サンプル室、邦字新聞・雑誌コーナー、テ
レックス、複写機、（電話は各室専用電話）

開所パーティーは去る 6 月 22 日に挙行、大阪より岸昌・大阪府知事、
津田久・大阪商品海外ストック・センター理事長をはじめ、OMC メンバ
ー約 30 名が来星、シンガポール側からも多数の出席者を迎えて、盛大
なパーティーを開催することができた。

OMC シンガポールはこのようにして、一応始動したわけであるが、ま
だ、揺籃期にあり、今後解決すべき問題点も残されている。

が、それはさておき、ここで当センターの共同事務室利用メリットに
ふれてみたい。要約して、3 点をあげることができる。第 1 に、利用会
費が安いこと（後述）。第 2 に、共同事務室には多種多様な業種の入居
者があり、お互いの情報交換の場となっている。ある時は昼食を共にし
ながら、ある時はソファでくつろぎながら、雑談などを通じて情報が
入ってくる。知人を紹介しあうことも頻繁にある。ワンマンオフィスで
は、そうはいかず、情報不足に苦しむことが多いことから、情報交換機
能を共同事務室最大のメリットと評価するむきも多い。第 3 番目のメリ
ットとして、雑務が少なくてすむことがあげられる。単独事務所を構え
ると、集金人への対応等の雑務で、仕事を中断されることが多いが、そ
の大部分を OMC 事務局で対応するので、雑務は大巾に減少し、その分を
仕事に振り向けることができる。

余談になるが、中小企業庁がこの共同事務室メリットに目をつけ、OMC
ロッテルダムを研究し、昨年度から、海外での共同事務所設置のための
調査補助金を予算化している。今後、海外各地で、地方公共団体主導に

よる共同事務室が開設されるようになるかもしれない。

この機会に、OMC シンガポールの共同事務室に入居している会社を紹介させていただくと次の12社である。

亜細亜機械貿易(株)

瓜生製作(株)

木田商事(株)

昭和貿易(株)

泰盛貿易(株)

(株)田葉井製作所

西川正貿易(株)

日本システム技術(株)

フジキン・インターナショナル(株)

藤本(株)

(株)ホソカワ・インターナショナル

モリト(株)

次に、共同事務室への入居に関心のある方々のために、利用資格、経費等について書いておきたい。

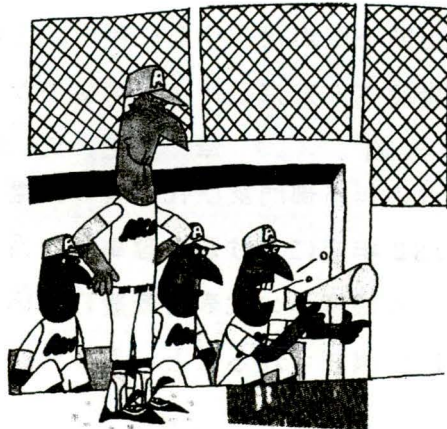
入居するためには、社団法人大阪商品海外ストック・センターへの会員になる必要があり、そのためには、理事会の承認を必要とする。入会は大坂府下に事務所を有する中堅中小企業が優先され、現地で問題を起さないであろう「行儀の悪くない会社」でなければならない。

入居経費は出資金、入会金等の当初資金が85万円、月額会費は利用方法によって異なるが、10万円までである。これに、電話、テレックス、コピー代等の実費が必要となる。

現在のところ、収容能力20社に対して、入居者は12社、目下、申請中のものが4社あり、あと4室が残っているが、早ければ、今年中に決ってしまうであろう。ご関心のあるむきは、早いに申し込まれることをお勧めする。

PRはこれくらいにして、最後にOMCシンガポールの今後の課題であるが、時代は今や輸出優先が影をひそめ、輸入の必要性が叫ばれている。我々としても時代の要請に応えねばならず、ここを輸出基地とばかり考えず、輸入基地ともなるように努力して行きたい。今の日本にあって、輸入が輸出よりも困難であることは皆が痛切に感じていることである。そのためにも、先輩の皆様方の御協力を得なければならない。以後よろしくお願い申しあげる次第である。

理想の社会



「この年で甲子園にこれ
ました。子どもたちのおか
げです。なんて、白髪が穏
やかに笑う。老監督が率いる
チームは、ピリピリした青年中
年監督のチームとはひと味ちがう。和氣
あいあい、孫ほどの選手たちはのびのび
野球だ。熟年の人生経験と若者の体力
をガッチリ組み合わせた、これを高齢化
社会の理想像。」

理事会の動き

第156回1982年7月20日(火) 午後12時30分

佐納 早野(前)理事より、退任のあいさつがあった。また、岡田副会頭より帰国に伴うあいさつが行われた。

議 題：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 岡田副会頭帰国に伴う副会頭の選任

岡田副会頭が帰国するに伴い副会頭の選任について諮ったところ、岸理事(東京銀行)が満場一致で選任された。

副 会 頭 岸 寛 正 氏 (東 京 銀 行)

(2) 各理事の担当部門及び代表者の派遣

1982年度における各理事の担当部門が別紙の通り決定した。
また、各機関への代表者派遣については一部再検討の上、次回理事会にて選任されることになった。

(3) 監事・オブザーバーの選任

本所の監事として、森茂二郎氏(シンガポール・ジャパン・マーチャント・バンク)、オブザーバーとして、沢池氏(JETRO)、辻氏(JOEA)、片山氏(日本大使館)にそれぞれ依頼することを決定した。

なお、監事には森氏その他1名を次回理事会で選任することになった。

(4) 顧問の設置並びに選任

本所に顧問を設け、下記3名の方に委嘱することになった。

末 包 盛 之 氏 (日 商 岩 井)

- ④総 会 6月25日(金)
⑤会員講演会 6月22日(火)

福 森 鋭 一 氏 (住 友 商 事)

小見山 大 輔 氏 (Petrochemical Corporation of Singapore)

(5) リー首相と雇用者機関代表者との懇談会

8月初旬に予定されているリー首相と雇用者機関代表者との懇談会における意見(案)が検討された。この結果、CPFの雇用者負担率引上げ、外国人労働者問題を追加のほか、一部修正のうえ承認された。

(6) 江崎ミッション歓迎夕食会について

登参事官(日本大使館)より、7月31日(土)に来星する江崎ミッションの目的、当地での予定等説明があった。また、本所と日本人会との共催で同ミッションの歓迎夕食会を8月1日(日)に開催することが承認された。

(7) 独立記念日の広告掲載

星州日報、南洋商報から依頼のあった独立記念日における本所の広告掲載依頼については、例年通り、応じることとした。

(8) NATIONAL CRIME PREVENTION COUNCIL からの寄付依頼

本件については、本所として、寄付に応じないことにした。

3. 報 告 事 項

(1) 部会・委員会等開催報告

下記の通り部会・委員会等の開催報告が行れた。

① 部 会

○ 7 月 1 2 日 (月) 貿易部会

② 委員会

○ 6 月 2 4 日 (木) 経営研究委員会

○ 7 月 1 5 日 (木)

③ 打合会等

○ 6 月 3 0 日 (水) 運営担当理事会議

○ 7 月 5 日 (月) 正副・総務・渉外担当会議

1982 年 8 月 10 日

シンガポール日本商工会議所役員・監事・名誉会員・
顧問・オブザーバー一覧表

(正副会頭)

会 頭：水 戸 清 氏 (日立造船)

副会頭：青 柳 茂雄氏 (三井物産)

副会頭：岸 寛正氏 (東京銀行)

(担 当)

総務担当 : 大 山 治 郎 氏 (日商岩井)

組織担当 : 高 橋 治 氏 (新日本製鉄)

企画担当 (正) : 後 藤 敏 邦 氏 (トミー・シンガポール)

企画担当 (副) : 西 村 福太郎氏 (住友商事)

渉外担当 : 倉 重 正 樹 氏 (東京海上火災保険)

財務担当 : 平 井 喜 平 氏 (三井銀行)

労働担当 (正) : 古新居 康 氏 (ジュロン・エンジニアリング)

・ ・ (副) : 後 藤 敏 邦 氏 (トミー・シンガポール)

・ ・ (副) : 筒 井 義 雄 氏 (伊勢丹)

・ ・ (副) : 小 出 富 夫 氏 (松下電器)

・ ・ (副) : 渡 部 悌 介 氏 (シンガポール・タイム)

(部 会)

第一工業部会 (正) : 早 船 好藏氏 (岡本工作機械)

第二工業部会 (副) : 大 崎 直道氏 (日立金属)

第二工業部会 : 七 戸 真次氏 (ハイモールド)

第三工業部会 : 黒 岩 奂 氏 (NEC・シンガポール)

建設部会 : 古 田 孝行氏 (熊谷組)

貿易部会 : 三 宅 源嗣氏 (丸 紅)

金融保険部会 : 湯 本 佳伸氏 (住友銀行)

運輸通信部会 : 安 田 達夫氏 (大阪商船三井船舶)

流通サービス部会 : 今 中 太郎氏 (ニットクラフト)

化学品石油部会 : 豆 原 寛 氏 (伊藤忠)

(委 員 会)

広報委員会 : 太 田 良作氏 (第一勧業銀行)

経営研宮委員会 (正) : 渡 部 悌介氏 (シンガポール・タイム)

経営研究委員会 (副) : 筒 井 義雄氏 (伊勢丹)

(全 般)

大 塚 泰 氏 (千代田化工建設)

林 孝雄氏 (三 菱 商 事)

田 中 寛治氏 (三 菱 銀 行)

吉 村 晃 氏 (日 本 郵 船)

(監 事)

森 茂二郎氏 (シンガポール・シャパン・マーチャン・バンク)

福 田 俊 介 氏 (シンガポール・野村・マーチャン・バンク)

(名誉会員)

桜 井 清 彦 氏

(顧 問)

末 包 盛之氏 (日 商 岩 井)

福 森 鋭一氏 (住 友 商 事)

小見山 大輔氏 (PETROCHEMICAL CORPORATION OF SINGAPORE
(PTE) LTD.)

(事務局長)

川 崎 克洋氏

(オブザーバー)

沢 地 忍 氏 (JETRO)

辻 彰 一 氏 (JOEA)

片 山 登喜男氏 (日本大使館)

1982年「月報」 総目次

(1981²年7月号 — 1982年6¹²月号)

<1981年7月号>

- 1981年度総会議事内容 (事 務 局)
- 会頭挨拶 (S 日本商工会議所 会頭 水戸 清)
- 1980年度事業報告 (事 務 局)
- 1981年度収支予算 (事 務 局)

<1981年8月号>

- シンガポールの輸出金融について (三井銀行シンガポール支店 杉浦 文雄)
- 土地賃借から自家工場建設迄の手続き.... (Nichicon (S) Pte Ltd 田中 通夫)
- シンガポールに於ける韓国企業 (淡沢朝員運輸 (株) 内山 正明)
- 税務上の減価償却制度 (関根修一郎)
- 特別レポート：「ASEANと日本の協力関係」(SFCCI 会長 黄 祖 耀)

〈1981年9月号〉

- SDF による利子補給制度とその利用状況 (JSW (PTE) LTD 永田 昌久)
- 航空貨物のチャンギ新空港における
流れについて (シンガポール日本通運(株) 池田 俊彦)
- シンガポールの展示会 (渋沢朝員運輸 (株) 内山 正明)
- 「特別レポート」
講演会挨拶 (S 日本商工会議所 会頭：水戸 清)
- これからの経営と労使関係 (日本在外企業協会会長：永田 敬生)
- 資料： Dr. TONY TAN 商工大臣との懇談会
における Agenda に関する意見 (シンガポール日本商工会議所事務局)

〈1981年10月号〉

- シンガポールにおける電気通信の現状と動向 (国際電信電話 石井 昭)
- シンガポールの損害保険事情 (大正海上火災保険 浅井 信也)
- 日本経営の東南アジアにおける現地適応
はどこまで可能か (早稲田大学教授 鳥羽欽一郎)
- 資料：「CPF 雇用者負担率軽減に関する
事務当局試案」に対する意見 (シンガポール日本商工会議所事務局)
- 会員紹介 (栗田シンガポール、エイマ三菱重工、
日本録機工業、ロードスター、太陽誘電、
サンキョウ・セイキ)

〈1981年11—12月号〉

伊勢丹・シンガポール株式上場 …………… (シンガポール・ノムラ・マーチャント・バッキング
筒井 豊春)

生き残るイギリスの影・英連邦の今日的意義 (朝日新聞 亜州総局 功刀 照夫)

東南アジア地域技術技能競技大会にみる

シンガポール技術技能者の実力とその

展望 …………… (松下・テクニカル・センター (株)
神崎 弘美)

シンガポールでの金取引 …………… (加 商 (株) 戸田 新七)

JITS訓練生のIN-PLANT ATTACHMENTについて (日本・シンガポール訓練

センター 炭山 隆)

資料：「企業内福利厚生基金に関する意見」 (シンガポール日本商工会議所事務局)

会員紹介 …………… (シンガポール・ケミコン、住友信託銀行、
興亜電工、ベニトーン・シンガポール)

〈1982年1月号〉

1982年新年随想

年頭所感	(日 立 造 船 水戸 清)
「月報」新春号に寄せて	(三 井 物 産 青柳 茂雄)
シアーズ大統領の思い出	(三 菱 銀 行 岡田 貞則)
シンガポール帰任の機中にて	(伊 藤 忠 商 事 豆原 寛)
試練の年	(伊勢丹シンガポール 筒井 義雄)
1982年の展望と抱負	(東 京 銀 行 岸 寛正)
一夜明ければタダの人	(三 菱 商 事 林 孝雄)
中国語を習う	(三 井 銀 行 平井 喜平)
初 夢	(新 日 本 製 鉄 高橋 治)
無 題	(日 本 郵 船 種田 幸一)
1982年工作機械業界の展望	(岡本シンガポール 早船 好蔵)
ゴルフ雑感	(住 友 商 事 西村福太郎)
損害保険の普及について	(東京海上火災保険 倉重 正樹)
1982年の抱負	(トミーシンガポール 後藤 敏邦)
1982年の抱負	(横河電機製作所 早野美知男)
1982年の抱負	(シンガポール・タイム 渡部 悌介)
新年のシンガポール・ASEAN・日本 「霧の中の成長圏」	(日本経済新聞アジア総局長 斉藤 志郎)
シンガポール・ドルの金利及び為替	((株)住友銀行シンガポール支店)
資料：日本とASEAN諸国の経済関係	(事 務 局)

〈1982年2月号〉

シンガポールの外国人消費者物価	((社) 日本在外企業協会	杉野 一夫)
シンガポールにおける電子産業	(松 下 電 器	柳生 安信)
日本・シンガポールソフト・ウェア 技術研究センター (JSIST)	(JSIST	二宮 肇)
子供はチャレンジャー	(湯浅教育システム	下野 晃嗣)
1982年新年随想：1982年展望.....	(ヤオハン・シンガポール	左納 明)

〈1982年3月号〉

会議所ニュース

大塚理事経済協力貢献者表彰を受賞....	(事 務 局)
会員懇談パーティを開催	(事 務 局)
JUGAS (元在日大学留学生協会) メンバーとの懇談会	(事 務 局)
United World College of S.E. Asia へ寄付....	(事 務 局)

業界展望シリーズ (その1)

1980年代建設業界の展望	(大 林 組	大場 若夫)
機械業界の現状と展望	(岡本 (シンガポール) 株	早船 好蔵)
シンガポールの損害保険業界	(安田火災海上保険 (株)	小田 敏夫)

労使関係及び労働生産性に

関する技術協力	(在シ日本大使館	上原 信博)
---------------	----------	--------

The Port of Singapore	(Port of Singapore Authority)
-----------------------------	---------------------------------

中国語書店めぐり歩き	(北 海 道 新 聞	片岡 繁雄)
------------------	-------------	--------

〈1982年4月号〉

- シンガポールの1981年の経済実績と1982年度予算
(シンガポール日本大使館 水盛 五実)
- シンガポール・ドルの対円相場について… (東京銀行 杉山 元)
- 日本人会と日本人学校の変遷 …… (シンガポール日本人会
会館基金対策委員会 大塚 泰)
- 業界展望シリーズ (その2)
- 金融業界の現状と展望 …… (安田信託銀行 (株) 武田 荘太郎)
- 第二工業部会各企業の現状と展望 … (カネカ・シンガポール 前田 愛雄)
- 消費者としてのシンガポリアン … (花王シンガポール 高山外志夫)
- 車検制度について …… (Tigers Automobile Pte. Ltd. 小南 利雄)

〈1982年5月号〉

- O P F 概説 …… (日本在外企業協会 杉野 一夫)
- シンガポールにおける中小企業について (Japan Trade Centre 高橋 正行)
- シンガポールにおけるレジャーとしての
ボーリング …… (ODS Bowl-Mor Pte Ltd. 宮永 文夫)
- 1982年NWQ勧告に関する意見 … (シンガポール・日本商工会議所)
- 1982年NWQ勧告についての調査結果表 ()
- 資料：シンガポールの主要指標 …… ()

〈1982年6月号〉

- シンガポールの外国人労働者問題 … (シンガポール・フジテック
・エレベータ (株) 風間 一間)
- シンガポール国立大学
日本研究学科の現状について …… (シンガポール国立大学 糸川 光樹)
- シンガポールの観光事情 …… (シンガポール日本商工会議所)
- 1982年度NWQ勧告 (本文) …… (同 上)
- 会員紹介 …… (住友重機械工業、ザ・ポリオレフィン・カン
パニー、三菱倉庫、富士写真フィルム、飯野
海運 (株)、スミズ電機、アジア民間投資
会社、松下テクニカル・センタ、中野シンガ
ポール)

1982年第1四半期のシンガポール経済動向

—シンガポール経済の動向—

世界的経済不振の打撃で、今年第1四半期の国内総生産（GDP）伸び率は年率7.4%増にとどまった。これは4年以来の最低成長である。特に製造業部門の伸びは昨年同期比1.6%と1975年オイルショック以来、最低の成長であった。

シンガポール経済成長鈍化の兆しは昨年下半期から現われており、昨年度の国内総生産こそ9.9%を達成したものの第4四半期の成長率は8.8%にとどまって、これに続いて今年第1四半期はさらに7.3%へと成長ペースを鈍化したこととなった。

製造業部門は昨年第1四半期10.5%の成長から第4四半期の6.7%成長まである程度の成長を維持したが、今年第1四半期は1.6%しか伸びず大きく後退した。電気・電子製造部門の生産減が全体の成長鈍化に大きく影響したもので、この部門は昨年10～12月に2.5%の減産になったのに続いて第1四半期には昨年同期比6.8%と落ち込んだ。これは昨年第1四半期の15%増に比べると半分以上の減産となった。

石油部門は14.3%の成長を維持しているが、これも精製委託契約によるものが主因であった。一方、高い成長率を維持しているオイル・リグの建造と輸送機器を見てもこれまでの2桁成長から1桁成長となって、成長ペースはスローダウンした。

製造業部門の不景気を受けて、金融とビジネス・サービス部門の成長も後退して12%の成長しか記録しなかった。しかし、唯一明るい材料であったのは建設部門の30.2%の高成長であった。

消費者物価は今年第1四半期に昨年同期比9.3%の上昇を記録しているが、2月・3月には物価の鎮静を示して、今年のインフレ減退に期待を持たせている。

シンガポール第1四半期の経済見通しは世界各国の経済後退、貿易の不振、失業率、銀行の高金利などの影響で、この一年間の経済改善の兆しは楽観的な材料が見当らない。シンガポールの経済は所詮、西側先進諸国と日本の景気に大きく左右される体質にあり、欧米経済の本格的回復を待つ間、全般に厳しい局面を認識しなければならないだろう。

1. 生産：

今年第1四半期の工業生産指数は去年同期比わずか1.6%伸びて、昨年同四半期に比べると9.9%に落ちた。主な原因は西側諸国需要量の減少と季節的要因であった。

石油精製は昨年第1四半期に比べ14.3%増。しかし、昨年同四半期に比べると4.4%に鈍化した。これは精油、ケロージン、飛行機油の減産に影響された。

電子関連機械は去年同期と昨年第四半期に比べるとそれぞれ14.2%と12.4%に減産した。これはヨーロッパ先進工業諸国の需要が減少したところによる。

輸送機械は今年第1四半期は去年同期比9.3%増となったが、81年第1四半期の33.1%に比べると大巾な成長後退。季節的要因、労働力の不促も原因の一つであった。

2 貿易：

今年第1四半期の輸入は9.3%に伸びたが、輸出は0.02%増と全く輸出不振。今年1～3月のシンガポールの貿易取引額は輸出入合計261億6120万Sドルと去年同期比5.5%の成長、また輸入額が1～3月で153億7000万Sドルと輸出は107億9000万Sドルとなった。貿易赤字は45億8000万Sドルに拡大し、去年同期の赤字は32億4000万Sドルであった。

対日貿易は輸入4.8%増、輸出20.1%に成長した。第1四半期の対日輸出は10億8000万Sドルに上り、去年同期の8億9800万Sドルに対し、好成績を示した。一方、日本からの輸入は25億

8600万Sドルで、去年同期比4.8%の増加にとまり、対日貿易赤字縮小に貢献した。

第1四半期全体の貿易を見ると、輸出は107億7500万Sドルと輸入は153億2000万Sドルで、貿易赤字が増大を続けた。

3. 金融

今年第1四半期のM₁は去年同期比14.4%増、2月のM₁は3億2700万Sドル縮小をして、流通通貨と要求払い性預金それぞれ1億3000万Sドルと1億9600万Sドルの減少となった。3月のM₁も2月に比べ8400万Sドル減少して、これは公共部門による強い縮小の影響で主な原因であった。

銀行貸出金は前年同期比21.4%に伸び、3月の貸出残高は3億8500万Sドルの大巾増加、当座貸越が6億1400万Sドルの増加に対し、長期貸出は2億Sドルの減少となった。銀行貸出増加分は主に一般商業部門、製造業、建築業などに向けられた。

非銀行顧客預金は去年同期比17.1%増、3月末における銀行の預金残高は1億9800万Sドルに減少、これは法定機関、政府の2億1200万Sドルの引き出しが原因であった。

4. 観光

第1四半期の訪星観光客は去年同期比17.7%増、今年1～3月にシンガポールを訪問者数は69万9000人を記録した。アセアン諸国以外の観光客数は24万802人と1.4%の増加であった。

日本からの観光者は10万5450人を数え、依然として順調に伸びている。アセアン諸国と日本を除いて其他の主要国の観光客はオーストラリア6万5643人、英国4万401人、美国3万4766人となった。

5. 物価

シンガポールの卸売物価指数は昨年第4四半期に低成長以来、今年第1四半期も去年同期比も7%に下り、4月の卸売物価は3月比

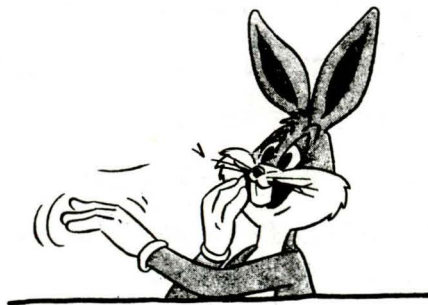
0.2%の下降を示し、昨年同月比5.2%値下りした。3月は前月比0.9上昇したが昨年同月比4.8%にも下降した。

消費者物価指数は昨年同期比9.3%増、今年3月の消費者物価指数は前月比1.1%のマイナス、2月は1月比0.8%の値下りで、今年そのままのペースが続けば、インフレ率が6~7%台に鎮静することは不可能ではない。シンガポールは79年までのインフレ率は4.5%を維持して、80年にはいると8.5%に上昇し、81年は8.2%のインフレ率であった。

シンガポールの公的外貨準備高は昨年末で154億9110万\$ドルに達し、5年前の77年末における82億6000万\$ドルに比べると1.9倍に増加した。

外貨準備の増加率は78年の対前年比27.2%の伸びに続いて79は9.4%、80年は9.5%、81年は12.2%と順調に伸びている。

事務局： M.Y. WONG



シンガポール主要経済指標

		財政 収支	マネーサプライ (M1)	銀行 貸出金	非銀行 顧客預金	最優遇 貸出金利 (平均)(%)
		(MILLION DOLLARS)				
	1980	364.2	6,134.7	20,206.8	16,035.0	13.60
	1981	407.4	7,242.1	20,229.1	20,007.9	11.83
	1981 I	265.8	6,391.0	21,116.2	17,045.0	14.10
	1981 II	262.0	6,883.8	22,002.0	17,964.0	12.89
	1981 III	411.0	6,399.7	23,786.2	18,077.5	14.26
	1981 IV	-113.3	6,871.5	24,826.9	19,286.3	13.34
	1982 I	57.6	7,312.9	25,636.7	19,952.5	10.40
前年比	1980	-	17.5	26.2	31.7	-
	1981	-	18.1	24.9	24.8	-
同期比	1981 I	-	4.8	7.0	7.9	-
	1981 II	-	7.7	4.2	5.4	-
	1981 III	-	-7.0	8.1	0.6	-
	1981 IV	-	7.4	4.4	6.7	-
	1982 I	-	6.4	3.3	3.5	-
前年 同期比	1981 I	-	10.6	24.9	31.3	-
	1981 II	-	8.2	24.7	31.1	-
	1981 III	-	6.4	29.3	24.6	-
	1981 IV	-	12.7	25.8	22.1	-
	1982 I	-	14.4	21.4	17.1	-
		工業生産指数	石油精製 石油製品	電子関連機械	輸送機械機装	
		1978 = 100				
	1980	129.2	101.0	164.2	158.9	
	1981	141.6	118.0	172.6	200.0	
	1981 I	129.3	104.5	163.9	169.7	
	1981 II	145.9	121.2	189.6	190.7	
	1981 III	146.0	122.2	176.3	213.9	
	1981 IV	145.9	125.4	160.5	229.2	
	1982 I	131.4	119.9	140.6	185.5	
前年比	1980	11.9	-4.5	24.9	25.3	
	1981	9.6	6.8	5.1	25.9	
前期比	1981 I	-5.7	-2.0	0.5	-8.0	
	1981 II	12.4	15.9	14.7	10.5	
	1981 III	0.2	0.6	-7.0	13.8	
	1981 IV	-0.6	1.3	-9.0	5.4	
	1982 I	-9.9	-4.4	-12.4	-19.00	
前年 同期比	1981 I	11.2	1.0	21.6	33.1	
	1981 II	12.1	26.2	21.0	20.6	
	1981 III	0.6	25.8	2.6	32.6	
	1981 IV	5.2	16.0	-3.7	21.0	
	1982 I	1.6	14.3	-14.2	9.3	

		輸 入	輸出 (MILLION DOLLARS)	対日輸入	対日輸出
	1980	51,334.8	41,452.3	9,162.4	3,338.3
	1981	58,248.0	44,290.8	10,957.4	4,487.6
	1981 I	14,016.5	10,773.3	2,467.9	897.5
	1981 II	14,672.3	11,009.6	2,728.4	969.3
	1981 III	15,074.1	11,341.7	2,827.9	1,346.4
	1981 IV	14,451.3	11,141.6	2,933.4	1,274.4
	1982 I	15,320.2	10,775.0	2,586.3	1,078.1
前年比	1980	33.9	34.0	40.3	12.5
	1981	13.5	6.8	19.6	34.4
前期比	1981 I	4.6	1.0	-3.6	16.6
	1981 II	4.7	2.2	10.6	8.0
	1981 III	2.7	3.0	3.7	38.9
	1981 IV	-4.1	-1.8	3.7	-5.3
	1982 I	6.0	-3.3	-1.1	-15.4
前年 同期比	1981 I	18.9	8.4	27.4	6.0
	1981 II	15.9	6.5	22.4	2.0
	1981 III	11.6	8.0	15.9	74.6
	1981 IV	7.8	4.4	14.6	65.6
	1982 I	9.3	-0.02	4.8	20.1
		シンガポール 訪問者(到着) (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公的外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1980	2,287.0	152.7	115.0	13,757.7
	1981	2,535.0	158.6	124.4	15,491.1
	1981 I	594.0	164.7	118.8	14,112.9
	1981 II	597.0	163.9	120.8	14,407.1
	1981 III	660.0	161.2	127.0	14,434.6
	1981 IV	748.0	154.3	128.6	15,373.5
	1982 I	699.0	153.1	129.8	
前年比	1980	14.2	19.6	8.5	9.5
	1981	10.8	3.9	8.2	12.6
前期比	1981 I	-4.3	3.6	1.9	3.1
	1981 II	0.5	-0.5	3.7	2.1
	1981 III	10.6	-1.6	5.1	0.2
	1981 IV	2.4	-4.0	1.3	6.5
	1982 I	-6.5	-0.8	0.9	
前年 同期比	1981 I	12.3	10.2	5.2	8.1
	1981 II	12.4	8.1	7.9	10.4
	1981 III	9.8	2.8	12.2	5.4
	1981 IV	8.9	-2.8	12.5	8.9
	1982 I	17.7	-7.0	9.3	

7～8月の主な経済記事

- 7月20日 ○オン・テン・チョン運輸大臣は18日MRTシステムの建設工事入札を来年前半に実施する考えであることを明らかにした。工事は市街中心の地下鉄部分から着手される見通しで、先の発表によれば、Outram ParkとRochore間になる模様。また、MRTシステムの建設には(1)Cut and Cover方式(2)トンネル式(3)高架構造の3方式混合が採用される予定。
- 7月20日 ○高輸入関税、高水準の登録料、道路税の引き上げと自動車購入の負担は増すばかりだが、政府の抑制策にもかかわらずシンガポールの車保有台数は2～3年前の国民16人に1台から最近では14.5人に1台の水準にまで増加している。
- 7月20日 ○シンガポールの工業用電子産業は過去3年間自覚しく成長していた。79年には前年比45%の成長をとげ41億Sドルに達し、80年には前年比31%成長して53億Sドルに伸びた。81年は前年比10%の成長で59億Sドルに上った。電子産業は従業員数と付加価値生産の面から言えば、当地第1の産業であり、生産額の方から言えば、石油工業に次ぐ地位である。
- 7月26日 ○ビジネス・タイムズ紙がまとめたシンガポール、クアラルンプール上場企業100社の総資産ランキングが6月30日に発表された。それによると、第1位はDBSで資産総額82億Sドルを記録し、第2位はMalayan Banking 80億Sドル、第3位 United Overseas Bank 75億Sドル、第4位 Overseas Chinese Banking Corporation 58億、第5位 Overseas United Bank

39億5000万Sドルであった。100社合計総資産は718億Sドルへとの半年間で27%増加した。上位20社の中11社は銀行・金融会社が独占している。上位100社中、シンガポール登録企業が51社、マレーシア登録企業が48社であった。

7月28日 ○労働省は8月1日から労働許可証 (Work Permit) 発給対象者の月額賃金所得上限を現在のS\$750から新たにS\$1000に引上げる。これによると8月1日から非シンガポリアンの労働者の月給がS\$1000以下の者について労働許可証の取得が義務づけられる。なお、8月1日従前に取得した Employment Pass 保持者で月額所得がS\$1000に満たない非シンガポリアン労働者については現有 Employment Pass が失効した時点で Work Permit への切換えが求められることになる。

8月3日 ○通産省は8月1日以降、シンガポールの鋼材市場を完全な自由競争下におくことを明らかにした。現在、国内唯一の鋼材メーカーである National Iron and Steel は今後、価格設定に関して通産省の指示介入を全く受けなくなるが、他方、これまで政府公共部門から約束されていた同部門の鋼材需要100%納入の権利を失うことになる。また、新条例により、スチール・スクラップの輸出禁止が完全に撤廃された。シンガポールの鋼材輸入は80年18億5000万Sドル、81年23億6000万Sドルとなった。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (20th July 1982)

* BANDO CHEMICAL INDUSTRIES SINGAPORE PTE LTD

Mr. M. Imoto (Managing Director)

Module 6 Godown 407

PSA Pasir Panjang Complex

Pasir Panjang Road

Singapore 0511

Tel: 4752233

* KAWAI SINGAPORE PTE LTD

Mr. K. Yasukawa (Managing Director)

4A, 1st Floor, Block 15

996, Bendemeer Road

Kallang Basin

Singapore 1233

Tel: 2964803

* NEMIC-LAMBDA (S) PTE LTD

Mr. H. Shimamura (General Manager)

1F-9F, Block 4

1008, Toa Payoh North

Singapore 1231

Tel: 2517211, 2507528

* LIFE ENGINEERING CORPORATION

Mr. H. Watanabe (Representative)

11th Floor, Hong Leong Building

16 Raffles Quay

Singapore 0104

Tel: 2202755

* TIGERS AUTOMOBILE PTE LTD

Mr. T. Kominami (Director)

No 118-120-122

Eunos Avenue

Singapore 1440

Tel: 7455010, 7455011

* BANQUE INDOSUEZ

Mr. Y. Izawa (Sub-Manager)

Shenton House

3 Shenton Way

Singapore 0106

Tel: 2207111

** CHANGE OF ADDRESS

- * THE TAIYO KOBE BANK, LTD
Unit 2402, 24th Floor
Raffles Tower
50, Raffles Place
Singapore 0104

- * NIPPON KOKAN K. K.
Unit 2903-8, 29th Floor,
UIC Building
5 Shenton Way
Singapore 0106

- * NEW ORIENTAL NAVIGATION CO (PTE) LTD
Kheng Hoe Building
34-C, (4th Storey)
Philip Street
Singapore -0104

** CHANGE OF TELEPHONE NO.

- * THE TAIYO KOBE BANK, LTD
TEL: 2227871 (General), 2227029 (Dealing)
- * NIPPON KOKAN K. K.
TEL: 2217277 (3 lines)
2241627
- * NEW ORIENTAL NAVIGATION CO (PTE) LTD
TEL: 2221693, 912743

** CHANGE OF NEME OF REPRESENTATIVE

- * SUMIDEN ELECTRONICS PTE LTD
From Mr. M. Nakajima to Mr. M. Ashizawa

資料案内

国内一般

☆シンガポール共和国概要(1981年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆民事法	S\$5
刑法(暫定規定法)	S\$10

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション (改訂版).....(非会員)	S\$40
(会員)	S\$20
資金援助制度の手引き	S\$8
法律15号(経済拡大奨励法改正法)1979年	S\$5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正(1973年)	S\$5
法律第13号 " (1977年)	S\$5
法律第17号 " (1980年)	S\$5
法律第20号共和国所得税(改正)令	S\$5
☆シンガポールとの租税(所得)条約	S\$5
☆法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$5

会社法

シンガポール共和国会社法.....(会員)	S\$60
(非会員)	S\$70
法律第1号(共和国会社法改正)1970年	S\$5
法律第4号(共和国会社法改正)1974年	S\$5
法律第19号1980年中央厚生年金法告示(付表の入替)	S\$5
☆法律16号(会社の買収及び合併に関する)	S\$5

為替管理・関税

関税法(1979年関税令)	S\$15
法律第6号(為替管理法改正)1976年	S\$5
法律第9号(共和国関税法改正)1976年	S\$5
☆金融業者法	S\$10

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$10
☆建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
☆ 1975 年水質汚染規制及排水法	S\$10
☆ 1971 年海汚染防止法	S\$ 5

労働関係

労働組合法 (1977 年)	S\$10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
☆ 労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
☆ 雇用法の手引き	S\$10

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿 (1981 年)	(会 員)	S\$20
	(非会員)	S\$30
月報 (各月号)		S\$ 8
☆国際比較統計要覧		S\$ 5

(☆新着資料)

編集後記

当月報を編集しています広報委員会の新陣容が下記の通り決定いたしました。同月号同月配布を目指して鋭意努力いたしておりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願い申し上げます。

担当理事	太田	良久氏	第一勧業銀行	(2206355)
委員長	稲田	好美氏	時事通信	(2244212)
副委員長	羽田野	隆氏	伊藤忠商事	(2202755)
委員	樋野	知二氏	松下電器	(4437744)
	垣本	益男氏	O.D.S 長崎屋	(7755522)
	村山	敏郎氏	伊勢丹	(7331111)
	永井	柳雄氏	博報堂	(7345451)
	鈴木	正博氏	J E T R O	(2218174)
	杉野	一夫氏	J O E A	(2211410)
	竹内	忠光氏	村田製作所	(2554233)
	植木	公従氏	東京銀行	(2208111)
	内山	正明氏	渉沢倉庫	(7341791)
	吉川	直身氏	凸版	(2656105)
事務局	川崎	克洋		(2210665)

寄稿大歓迎いたしますので、上記へご連絡下さい。

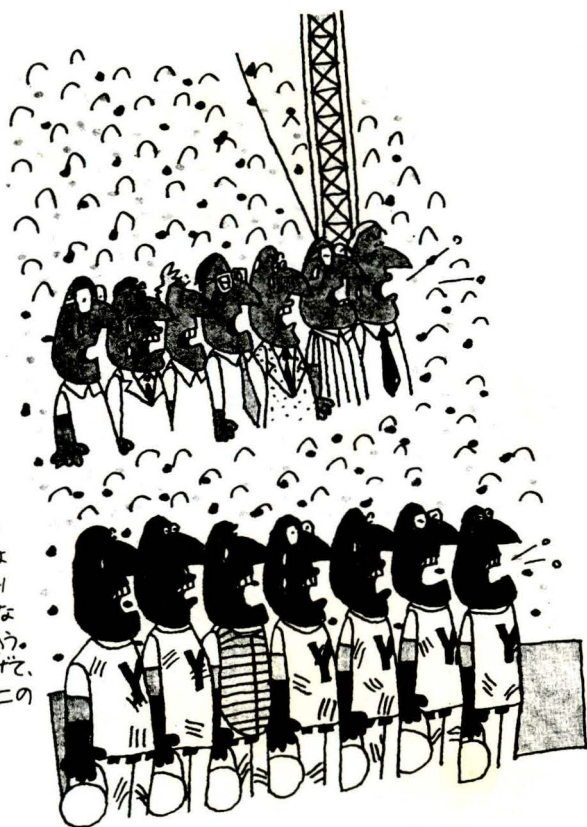
「月報 8 月号をご紹介申し上げます。まず、最近脚光を浴びております「リースの意義と当地におけるリーシング業界」について、東京リースの寺井氏にご執筆頂きました。一方、この度大副な改正がありました「日本の商法等改正の概要」につきまして、等松青木の佐藤会計士よりご解説願いました。さらに、今年 6 月ワールド・トレード・センター内に開設された「大阪マーチャンダイズ・センター」の概要を堺所長よりご紹介頂いております。

なお、冒頭では**江崎ミッション歓迎晩餐会**の様様を掲載いたしておりますが、日本人学校建設に係る江崎団長の約束が実現されることを期待して止みません。

今月号の担当は、**垣本**（O.D.S.長崎屋）、**村山**（伊勢丹）でした。

同窓会

後輩たちが組立のにおいを甲子園に運ぶ。スタンドには懐かしい顔と顔。何年ぶりかの即席同窓会だ。お国なまりで声援し、肩をたたきあう。思い出の校歌に声はりあげて、涙ぐむ。甲子園はまた、第二のふるさと……。



MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665